



WORLD KARATE FEDERATION
General Secretary Office

平成27年 5月25日

世界空手連盟 事務総長

オリンピック・キャンペーン行動規範に関して(通知)

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会より、「オリンピック憲章」に基づき、オリンピック追加種目採用キャンペーンに関する行動規範が提示されました。

下記の3点は禁止されておりますので、所属の各団体にご周知ください。

なお、これらに該当しなければオリンピック・キャンペーンは従来どおり可能でございます。空手道の普及発展のため、今後ともご協力をお願い申し上げます。

記

1. 「オリンピック」「東京2020」という単語、またはオリンピック・シンボル（五輪のロゴマーク）を単独で使用することはできない（新聞等の報道も含む）。ただし、「空手道、目指せオリンピック!」「KARATE INTO THE OLYMPICS」のように、他の単語と共に使用することは可能である。
2. 1に関わらず、オリンピックという単語およびオリンピック・シンボルを含んだキャッチコピー、ロゴマーク、文章等をスポンサーのロゴマークと共に表示することはできない。オリンピックの公式スポンサーとの混同を避けるためである。
3. 1に関わらず、オリンピックという単語を含んだキャッチコピー、ロゴマーク、文章等の表示された物品を製作することは、販売目的の有無に関わらず禁止である。

以上

添付：具体例、「東京2020オリンピック競技追加種目希望IFに対する行動規範」



WORLD KARATE FEDERATION
General Secretary Office

具体例

1. 「オリンピック」という単語、またはオリンピック・シンボル（五輪のロゴマーク）を単独で使用することはできない。ただし、「空手道、目指せオリンピック!」「KARATE INTO THE OLYMPICS」のように、他の単語と共に使用することは可能である。

不可

不可

可



2. 1に関わらず、オリンピックという単語を含んだキャッチコピー、ロゴマーク、文章等をスポンサーのロゴマークと共に表示することはできない。

例：市民大会のポスターに「KARATE INTO THE OLYMPICS」のロゴマークおよび後援企業のロゴマークを共に掲載することはできない。

不可

× Prohibited



3. 1に関わらず、オリンピックという単語を含んだキャッチコピー、ロゴマーク、文章等の表示された物品を製作することは禁止である。(非売品でも不可)

不可

不可

